

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第五十四号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年徳島県条例第五十九号）の一部を次のように改正する。
別表第一の七の項及び十三の項中「高等学校等（」の下に「専攻科を含み、」を加え、同表に次のように加える。

十四 教育委員会

公立の高等学校の専攻科に通う生徒に対する高等学校等専攻科修学支援金（以下「修学支援金」という。）の支給に関する事務であつて規則で定めるもの

別表第二の七の項中「就学支援金の支給」の下に「又は修学支援金の支給」を加え、同表に次のように加える。

八 教育委員会

修学支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの
就学支援金の支給に関する情報であつて規則で定めるもの

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。